

感染症流行下における学校教育活動体制整備事業（R4補正）FAQ（詳細版）

R5.3.29 (Ver.2)

		Question	Answer	備考
Q 1	総論	本事業概要如何。	感染症流行下において、各学校が感染症の影響を最小限に止めつつ学校教育活動を継続できる環境を維持するため、学校の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）の発生に伴う対応やその後の教育活動継続等に要する取組及び学校における効果的な換気対策に係る取組を実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動体制の整備を支援する経費を補助するものである。 令和3年度第1次補正予算に計上された「学校等における感染症対策等支援事業」（以下、「感染症対策等支援事業」という。）と同様に、学校規模に応じて1校当たり90万円～270万円程度（国庫補助率1/2）を配分することとしている。	
Q 2	総論	感染症対策等支援事業と同様に、地方負担分（1/2）への「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下、「コロナ交付金」という。）を充当することは可能か。 また、令和5年度に交付決定を行う事業についても同様に充当可能か。	これまでと同様に、全額に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による充当が可能となるよう調整中。	
Q 3	総論	本事業は、令和3年度第1号補正で措置された「感染症対策等支援事業」同様と考えてよいか。	基本的には同様であるが、①新型コロナウイルス感染者等が発生した学校において、教育活動を継続するための体制整備に係る取組や、②各学校における効果的な換気の実施に係る取組等を支援するものであることに留意されたい。	
Q 4	総論	本事業の令和5年度の執行スケジュールはどのように考えているのか。	7月上旬には交付決定を行いたいと考えている。	
Q 5	会計処理	国の予算科目如何。	（組織）文部科学本省 （項）初等中等教育振興費 （大事項）健やかな体の育成に必要な経費 （目）学校保健特別対策事業費補助金	※都道府県が国庫支出決議書を起す際、大事項を「豊かな心の育成に必要な経費」として科目を誤る例が頻発しているため、留意すること。
Q 6	会計処理	補助金の支払いについて、精算払いとなるのか、概算払いとなるのか。	令和4年度中に事業が完了する自治体については、額の確定を行った上で、精算払いとなる予定。何らかの事情により遅延が生じ翌年度への繰越を行った自治体については、令和5年度に概算払協議が整った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができることとなる。	
Q 7	会計処理	令和5年度に、改めて追加募集を行う予定はあるのか。	令和4年度事業における予算残額が生じ、文部科学省において翌年度への繰越し手続きが完了したため、令和4年度中に交付決定を受けていない自治体等向けに令和5年3月30日付けの事務連絡にて事業計画書の提出を依頼。	
Q 8	会計処理	今年度、感染症対策等支援事業を執行中であるが、経理を区別せず一体的に管理することは可能か。	本事業と感染症流行下における学校教育活動体制整備事業は別事業・別予算であるため、交付申請や実績報告にあたってはそれぞれに報告する必要があることから、支出を証明する帳簿や資料等で明確に分けることが必要となる。（本補助金交付要綱第19条参照） 特に、支出委任を受ける都道府県において国庫支出の手続きを行う際は、支出決議書の摘要欄に「R4補正（公立分）」などと記載する等、通年遡って確認した際に明確に判別できるよう処理願いたい。	
Q 9	繰越手続	本事業は来年度に繰り越して執行することは可能か。	令和4年度に事業を完了していただくことが原則となるが、本事業予算が繰越明許費として国会の議決を経ているため、何らかの事情により事業が遅延した際には翌年度への明許繰越が可能となる見込み。なお、管轄の財務局等へ繰越協議を行う際は、明許繰越ではなく翌債にて手続きを行うこと。	

Q10	繰越手続	翌債とはどういう意味か。	繰越明許費に係る経費について、予算執行上やむを得ない事由（予算参照書の丙号繰越明許費要求書に掲げる事由）がある場合には翌年度にわたって支出するという債務を負担（翌債）することができるようになっており、このことを翌債と言う。具体的には、令和4年度に交付決定を受けた補助事業について、予算執行上やむを得ない事由により令和4年度と令和5年度にわたって債務を負担（文部科学省の交付決定を指す。）するような場合が該当し、そのため、令和4年度に交付決定を受けた本補助事業を翌年度（令和5年度）へ繰越す必要がある場合については、翌債として会計処理を行うこととなる。翌債手続き等の詳細については、財政部局等に確認いただきたい。	（参考）翌債と繰越し（明許繰越し）について ・翌債は契約期間の制度であり、繰越しは歳出予算の使用についての制度である。 ・翌債とは、今年度と翌年度にまたがった契約（債務負担）期間とすることであるが、契約（債務負担）には予算使用が付随するので、自動的に、その予算使用も今年度と翌年度にまたがることになる。この場合、翌年度に属する期間に対応する金額については、同時に繰り越すことが必要となる。
Q11	繰越手続	翌債の承認と、明許繰越の承認はそれぞれ取らないといけないのか。	手続きの事務簡素化の観点から、翌債の承認を経た経費について明許繰越をしようとする場合に、一定の要件の下、財務大臣の承認があったものとして各省各庁の長限りで繰越処理をすることができる。そのため、翌債の承認を経た経費については、原則、明許繰越の承認手続きは不要。	（以下の2つの要件を両方満たすことが必要） ①翌債が財務局長等の承認を経たところから従って行われ、かつ、財務局長等の承認を経た事項及び事由によるものであること。 ②繰越予定額が、翌債について財務局長等の承認を経た際の承認要求書に記載されている「翌年度所属として支出すべき金額」の範囲内であること。 ※繰越予定額が「翌年度所属として支出すべき金額」を超える場合には、改めて明許繰越として、財務局長等の承認を経る必要があるため注意。（本補助事業は、令和4年度中には概算払いを行わないため「交付決定額」＝「翌年度所属として支出すべき金額」となる）
Q12	繰越手続	翌債の承認が下りた後、翌債事務の委任を受けた支出負担行為担当官等が行う繰越処理の手続きはどのように行うのか。	翌年度への繰越額が確定したら、繰越額確定計算書を作成し、文部科学大臣宛てに送付すること。その後、文部科学大臣において、財務大臣及び会計検査院宛てに繰越済通知書を送付することで、翌年度への繰越処理が完了することとなる。	※地方繰越の手続き後、文部科学省への報告が漏れていた事例があったため、留意すること。 ※設置者が交付決定を受けた額のうち、一部のみを繰り越し、一部を事業完了として精算払いの手続きを行うことはできないため、留意すること。
Q13	繰越手続	「翌年度にわたる債務負担の承認要求書」の部局等、項、目並びに事項はどのように記載したらよいか。	以下のとおり記載いただきたい。 （組織）文部科学本省 （項）初等中等教育振興費 （目）学校保健特別対策事業費補助金 （事項）感染症対策等支援事業（〇〇県又は〇〇市など）（R4補正） ※上記は繰越事項。予算事項は「健やかな体の育成に必要な経費」を選択。	
Q14	感染者等発生 対応支援 換気対策整備 支援	いつからの契約が補助対象となるのか。	実施要領にあるとおり、本事業予算が成立した令和4年12月2日以降の契約からが補助対象となる。 なお、令和5年度に交付決定を行う事業については令和5年4月1日以降の契約からが補助対象となる。	
Q15	感染者等発生 対応支援	事業募集のタイミングでは、設置する学校に感染者や濃厚接触者が発生していないが、今後の執行期間中に発生することを見越して申請しても良いか。	今後感染者等が発生した際に、学校設置者から当該校に対し、迅速に対応に係る経費を配分できるよう、新型コロナウイルス感染症流行下にあつて、学校設置者が設置する学校に感染者・濃厚接触者対応が発生することが見込まれる場合には、国の事業募集のタイミングで予め申請いただきたい。 感染者等発生対応分については、国から学校設置者に対し、換気対策整備分と併せて、予め交付決定を行う（※）ので、事業終了後に感染者等の対応が発生せず残額が生じた場合には返還すること。	（※）私立学校については、感染者等発生対応分は国において留保し、年度途中で追加的に交付決定を行う予定である。
Q16	感染者等発生 対応支援	感染者発生時対応分について、補助対象となる購入費用と購入量は？ また、交付申請時において、まだ購入していない物品も対象になるか。	補助対象は、感染者または濃厚接触者の発生時において、当該発生時への対応期間に使用するであろう量に対し、保有する在庫量では不足することが見込まれる場合の不足分を想定しており、学校に十分な保有量があり、在庫の不足が見込まれない場合は補助対象外となる。 また、対象となる費用に該当する経費であれば、申請時に購入しておらず、執行年度内に購入予定の物品も対象となる。	
Q17	感染者等発生 対応支援	感染者発生時対応分について、対象となる期間は？	感染者等発生後は、当該学校における新型コロナウイルス感染者の発生等と発生経費の関係が確認できる場合は補助対象となるので、対象となる感染者等対応期間は各学校の実情に応じて御判断いただきたい。	

Q 1 8	感染者等発生 対応支援 換気対策整備 支援	実施要領の「留意点」に、「学校設置者が各学校へ補助額を配分するに際しては、一度に交付決定額全額を配分せず、学校ごとの限度額のうち5割分を、換気対策整備に係る経費として各学校に配分し、残りの5割を学校における感染者等発生対応支援・学習保障支援に係る経費として設置者において留保すること。」とあるが、留保している額は、どのタイミングで学校に配分すれば良いか。	本事業では、交付決定後、 <u>学校ごとの補助額のうち5割分を換気対策整備分として各学校に配分し、残りの5割を感染者等発生対応分等として設置者において留保することとしている。</u> この感染者等発生対応分の配分については、 <u>学校で感染者等が発生し、設置者が当該校において実際に対応が必要と判断できるタイミングで速やかに学校に配分していただきたい。</u>	※私立学校を除く
Q 1 9	換気対策整備 支援	換気対策整備支援に係る取組のみで申請することはできるか。	換気対策整備支援に係る取組のみで申請する場合は、 <u>1校当たりの補助上限額の半額までとする。</u>	
Q 2 0	感染者等発生 対応支援	感染者等発生対応支援・学習保障支援に係る取組のみで申請することはできるか。	申請には、必ず換気対策整備支援に係る取組を含めることとし、感染者等発生対応支援・学習保障支援のみで申請することはできない。	
Q 2 1	感染者等発生 対応支援	クラスターの発生等により、既に限度額満額を配分した学校に、更に上乗せで配分できるか。	本事業では、域内の感染状況等により補助限度額を超えて交付を受ける必要がある学校が生じた場合かつ学校設置者が特に必要と認める場合には、 <u>設置する学校における留保額の範囲内において当該校の限度額を上乗せすることが可能である。</u>	Ex. (公立及び国立学校の場合) A校 (限度額:90万円、満額交付済み) でクラスター発生、消毒委託経費30万円が必要な場合 ⇒B校 (限度額:180万円、交付済み額90万円、留保分5割(90万円)) の留保分から30万円をA校へ流用可。 ※なお、学校法人等が実施する補助事業については、域内の感染状況等により補助限度額を超えて交付を受ける必要がある学校が生じた場合かつ国が特に必要と認める場合には、予算の範囲内において当該校の限度額を上乗せすることが可能である。
Q 2 2	換気対策整備 支援	寒さ対策等として暖房器具等や加湿器を購入することは可能か。	単なる寒さ等や乾燥対策としてではなく、感染対策における換気と温湿度管理を両立できるようにするために、普通教室や特別教室等に備える暖房器具等や加湿器は対象となり得る。 各地域や学校等の実情に応じて必要となる感染症対策は異なるため、個々の状況により適切に御判断いただきたい。	
Q 2 3	感染者等発生 対応支援	抗原簡易キットやPCR検査費は補助対象となるか。	学校で感染者等が発生した場合に、行政検査の対象とならず、設置者や学校が教育活動の継続のためにやむを得ずPCR検査や抗原簡易キットによる検査を必要とする場合には、その費用を補助対象として差し支えない。	
Q 2 4	学習保障	子供たちの学習保障に係る支援について、感染症対策等支援事業の支援内容と今回の支援内容に違いはあるのか。	児童生徒・教職員等の感染者等の発生に伴い、学校教育活動や家庭学習を実施する際に生じる経費であれば、補助対象となる。	Ex. 臨時休業等に際し、家庭における効果的な学習のために用いる教材の郵送費等